茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原１－９３
telephone　029-305-3075
facsimile　029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

高教組派遣の労働側委員からさまざまの提起

県総括安全衛生委員会で勤務と健康に関する諸課題について論議

２月15日、県庁において今年度第２回の県立学校総括安全衛生員会が開催された。

最初に、総括安全衛生委員会事務局（県教育委員会保健体育課）から、公務災害、教職員の療養休暇等の状況、職場復帰トレーニングの実施状況について報告があった。

空調設備の設置

水戸工業高校から提出された「管理室及び理科・美術準備室への空調設備の設置に関する要望」に関しては、事務局（保健体育課）から、教育庁財務課の通知「県立高等学校の空調設備設置に係る基準等について」及び「県立特別支援学校の空調設備設置に係る基準等について」（平成22年９月１日教財第345号）により、「原則、設置を認めない室」となっているが、学校と財務課で十分協議をすることとした旨報告された。

労働者側委員（茨高教組指名）から、多くの学校で空調設備が十分でないため、労働環境が極めて劣悪な状況にあり、、財務課通知が「原則、設置を認めない室」の中に、「教員休憩室」を含めていることは、労働安全衛生法上極めて問題であり、労働安全衛生に対する教育委員会の認識の不十分さを示していることを指摘した。

総括安全衛生委員会として、「削除」も含めて検討するように、財務課に申し入れることを確認した。

定期健康診断の充実

2009年度から定期健康診断の実施場所が変更され、「拠点校方式」のほか、一部では学校以外のメディカルセンター等の検診機関で実施されるようになった。このうち検診機関での実施はたいへん好評である。

労働者側委員から、2011年度以降、検診機関での実施を拡充するよう求めた。

総括産業医の諸岡氏（小川高校産業医）から、県メディカルセンターは受け入れの拡大も可能であり、県メディカルセンターで行う検診であれば、「人間ドック」並みの内容も可能であるとの発言があった。

職場復帰トレーニング

2009年１月に「職場復帰トレーニング制度」が導入されたが、2011年１月31日までに同制度を希望した教職員は対象者の約３分の１、19名にとどまっている。

労働者側委員は現行の「職場復帰トレーニング」を改善し、職場復帰後の業務の軽減によるリハビリ期間の設定、軽減のための教職員の配置こそ必要であると意見を述べた。

精神疾患と超過勤務

総括産業医の諸岡氏から、茨城県内の医師のうち「産業医」の資格取得者が増え、現在は約600名になっているが、産業医の間で、「過重労働（超過勤務）」と「メンタルヘルス」のふたつが、労働安全衛生上早急に対処すべき重要な問題とされていると発言があった。

労働者側委員から、超過勤務が「精神性疾患による療養休暇者の増加」並びに障害児学校を中心とした教職員の背腰痛多発を招く一因となっており、超過勤務など労働過重の解消が教職員の健康問題を考える上で、重要であることを述べた。

その上で、総括安全衛生委員

【２面左下へつづく】

“ひらこう授業つながろう教職員”をテーマに学び交流

茨高教組の「教育のつどい」が、２月５日と６日、土浦市の国民宿舎水郷で開催されました。

年１回真冬の２月に、学習と実践交流を中心とした研修会である「教育のつどい」を毎年行い、一般の方も参加する開かれた集会になっています。また、茨高教組が加盟する全国組織である「全教（全日本教職員組合）」は、毎年夏に全国の“教育のつどい”を開催し、国民に開かれた教育研究集会となっています。

高校中退10万人の背景と私たちにできること

さて、今回の「つどい」は「ひらこう“教育”つながろう教職員」というテーマで、全体講演と分科会を中心に、学習と実践交流の場になりました。

記念講演では『社会から排除される高校生と高校教育の役割』という題で、明治大学・埼玉大学講師の青砥恭先生が、社会の状況と高校生の現状を定時制高校に勤務していた経験を踏まえて、実践的に語っていただきました。

年間の高校中退者が10万人、中退率8%という現状の背景にある格差と貧困を生み出した経済危機と政治の問題を具体的なケースにもとづいて指摘しながら、中心になって運営している「彩の国子ども・若者支援ネットワーク」での取り組みを紹介してくれました。また、貧困の連鎖を断つために学校制度に「学び直しの機能をつくる」ことやその実例としてドイツとデンマークが設置している「生産学校」をあげられました。

日本でも明日の社会を担う若者たが働くための訓練を受ける場、学校と労働市場をつなぐ場、社会参加を促す訓練の場をつくる必要に迫られています。

分科会で多彩なレポート

講演に先立つ全体会では「未来を切り拓く生徒を育てる進路指導」（土浦一高）と「障がい者の青年期教育の今日」（水戸飯富養護）の報告がありました。

講演後の分科会は「授業づくり、学校づくり」と「HR・特活・生徒会」「障害児教育」の３つが開かれ、実践報告をもとに、協議と意見交流が行われました。（タイトルおよび発表者の職場はつぎのとおりです。）

「授業づくり・学校づくり」では、①「先生、僕の気持ちを聞いて― 気持ちと言葉がつながり始めたＨくんとのかかわりをとおして考えること」（美浦養護）、②「生徒とともに学ぶ生命の基本 - 植物バイオテクノロジーをどう学ぶ、実習教員からの報告」（水戸農業）、③「授業でブックトーク」（水戸工業）4「進路室から見えてくるもの」（古河一）

「HR・特活・生徒会」では、①「クリスマスイルミネーションの取り組み」（上郷）、②「LSD（Little Special Day）」（大洗）、③「地域と地球社会を高校生の社会参加で結ぶ―初の「グローバルフェスタin取手松陽」、④「日立商業高校図書館 広報物の作成について」

「障害児教育」では、①「表現してもいいんだよ。~小学部５・６年自立活動~」（つくば養護）、②「こんな授業をやってみたい。―高等部『総合的な学習の時間』の授業づくり」（鹿島養護）

これからも、県全体、地域単位、職種単位での学習交流集会を開催していきますので、気軽にご参加下さい。⌘

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第34回）

ホロコースト唯一無二論の形成におけるアーレントの貢献

「六千人の命のビザ」── 杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム（19）

§7（つづき）

シオニズムにおけるホロコースト評価の基本的枠組みとその転回

唯一無二のホロコースト

ホロコーストから約20年後、1967年の第三次中東戦争を画期に、シオニズム運動とイスラエル国家のホロコースト観は大きく転回した。忘却されていたものが想起されただけでなく、ホロコーストは恥ずべきものからユダヤ人国家樹立を根拠づける重要な資産へと転換した。

そして、ホロコーストは「唯一無二」のものとして、すなわちユダヤ民族以外のいかなる民族も経験したことのない歴史的事象として、人類史上いかなる時代にもおこなわれたことのない比類のない事件として表象される。ホロコーストはほかの事実と比較可能な相対的な事件ではありえないし、同列に論ずることもできないとされるのである。

この「ホロコースト＝唯一無二」論が形成された経緯についてみてゆこう。

イスラエル国家は1960年、ゲシュタポの「ユダヤ人課」課長としてユダヤ人の強制収容所・絶滅収容所への移送を担当し、敗戦後ドイツを脱出しアルゼンチンで生活していたアイヒマンを街頭で拉致し、薬物で昏睡させイスラエル国営航空会社の旅客機で出国させた。翌1961年イスラエル国家は、国内でアイヒマンを裁判にかけて死刑を宣告し、処刑した。アメリカ合州国在住のユダヤ人ハンナ・アーレントは、『ザ・ニューヨーカー』の特派員としてイェルサレムに派遣され、裁判を取材した。こうして成立したのが『イェルサレムのアイヒマン』（1963年）である。

ホロコーストについてアーレントはいう。「政治的にも法的にもこれらの犯罪は、単にその重大性の度合いのみではなく本質も異なる犯罪だったのであ」り、「こういう犯罪は犯罪的な法律のもとに犯罪的な国家によっておこなわれた」（大久保和郎訳、みすず書房、202, 206頁、傍点原文）。この犯罪は、「パルティザンの射殺や人質の殺害のような通常の戦争犯罪」ではないし、「植民による国土拡張といったような、犯罪的であるが既知の何らかの目的のためにおこなわれる」「〈非人間的行為〉」とも異なる。この犯罪は、「侵略者による植民を可能にするための住民の〈追放や絶滅〉」であり、「先例のない意図や目的を持った〈人道に対する罪〉」なのだという（212頁）。ナチス・ドイツは、「犯罪的な原理に拠って立つ国家」、「犯罪が合法的とされ常態とされているような政治秩序」（224頁）であり、そのような国家の一員として、「アイヒマンはユダヤ民族に対する罪、すなわちいかなる功利的目的によっても説明され得ない罪に問われていた」（212頁）とする。

ところが、アーレントに言わせると、このようなホロコーストの特徴がまったく理解されていない。すなわち、「関係者は一人として、過去のすべての残虐行為とは性格を異にするアウシュヴィッツの実際の惨事を理解するに到ってはいない」（206頁）。これは、1961年のアイヒマン裁判に始まったことではなく、連合国軍がヨーロッパにおけるナチス・ドイツの戦争犯罪を裁いた国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判、1945-46年）においてもそうだったという。ホロコーストは戦争犯罪ではないにもかかわらず、通常の戦争犯罪から峻別されず、混同されていたというのである。

> 戦争とは全く関係がなく、従ってそれをおこなうことは事実上戦争遂行に支障を来すほどだったこの罪を、他のいろいろの戦争犯罪と関連させて扱うことを〔ニュルンベルク〕憲章が要求していたからなのだ。（199頁）

「つくる会」教科書とホロコースト

この「ホロコースト＝非・戦争犯罪」論は、「ホロコースト＝唯一無二」論の必然的帰結である。「唯一無二」であり、比較可能なものが存在しないのであれば、当然、従来あった通常の一般的な戦争犯罪とも全く異なっていなければならないからだ。

「ホロコースト＝非・戦争犯罪」論は、いかなる機能を果たすのかをみてゆこう。

ハンナ・アーレントが普及させた「ホロコースト＝非･戦争犯罪」論を、そっくりそのまま利用したのが「新しい歴史教科書をつくる会」の西尾幹二（電気通信大学教授、ドイツ文学）である。西尾は著書でこう言う。

> ナチスの行為は殺人それ自体が目的で、戦争行為とはいえないから、その犯罪もまた戦争犯罪とはいえないのである。」（『異なる悲劇　日本とドイツ』1994年、文藝春秋、26頁）

「つくる会」教科書のうち西尾が執筆した部分は、中学生にこう説く。

> ナチス・ドイツは、第二次世界大戦中、ユダヤ人の大量虐殺を行った。これは、ナチス・ドイツが国家として計画的に実行した犯罪で〔あり〕、戦争にともなう殺傷ではない。（『日本人の歴史教科書』2009年、自由社、214頁）

さきに「つくる会」教科書と西尾幹二について検討した際、西尾は1980年代の西ドイツにおける「歴史家論争」からヒントを得たのではないかと指摘した（本紙第1010号、2010年3月10日）。それもさることながら、じつは西尾は言葉遣いまでそっくりそのままアーレントを踏襲していたのである。アーレントの『イェルサレムのアイヒマン』の出版は1963年で、邦訳はさほど間をおかず1969年に発行された。ホロコーストが戦争犯罪ではないという西尾の唐突で逆説的な主張にはこのような背景事情があったのだ。

占領下のパレスティナ人の結婚式（東イェルサレム、1987年）

しかし、西尾はホロコーストに主たる関心があるわけではない。西尾がホロコーストに言及するのは、つまるところ次のように主張することが目的である。

> テロが支配の手段ではなく、〔ドイツのような〕テロそのものを固有の本質とするような運動体としての全体主義は日本には無縁であった。（西尾、23頁）

つまりこういうことである。──大日本帝国が戦争に際しておこなったのは、せいぜい通例の戦争犯罪に過ぎず、ドイツのような人道に対する罪ではない。大日本帝国は、ドイツがおこなったホロコーストのような人道に対する罪とは無縁である。たとえば南京虐殺事件（1937〔昭和12〕年）は、いかなる戦争においても起きる通常の戦争犯罪のひとつにすぎず、ホロコーストと同列に論ぜられるようなものでは絶対にあり得ない。なぜならば、ホロコーストは「唯一無二」のものなのだから！

アーレントの主著『全体主義の起源』（1951年）における「全体主義」とは、ソ連とナチス・ドイツにおけるものであって、大日本帝国は考慮の対象外である。「つくる会」の教科書は、「共産主義とファシズムの台頭」として、スターリンのソ連とヒトラーのドイツを大きく取り上げるが、大日本帝国には言及しない（192-93, 214頁）。アーレントの『全体主義の起源』と「つくる会」の『新編　新しい歴史教科書』の歴史観は、この点でまったく同一である。

アーレントは、大日本帝国を免罪することを主たる目的としてこの「ホロコースト＝唯一無二」論と「ホロコースト＝非・戦争犯罪」論を提唱したのではないだろう。しかし、西尾幹二の主張する「南京事件＝通例の戦争犯罪」論と「大日本帝国＝非・全体主義」論は、アーレントが唱導する「ホロコースト＝非・戦争犯罪」論の直接的帰結であり、したがってその論理的前提である「ホロコースト＝唯一無二」論によって、すでにあらかじめ用意されていたと言うほかないのである。

（つづく）

【1面　総括委員会記事つづき】

会として、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成18年9月21日保体第3257号）における、「長時間労働者の医師による面接指導を実施すること」、「労働時間の適正な把握に努めること」の2項目が実際に学校でどのようにとりくまれているか、実態を調査する必要がある旨、提起した。

労働時間短縮問題

茨高教組は、超過勤務解消のために県教委と「時短協議」を継続している。協議の結果、昨年、県立学校で初めての「勤務実態調査」が実施された。この「勤務実態調査」をもとに、「時短協議」を再開し、学校から超過勤務をなくしていくための具体的施策の実施を引き続き求めていく。⌘